

『磯野家の相続』著者
弁護士・税理士

長谷川裕雅



吉澤諭

相続コンサルタント
『トラブル事例で学ぶ 失敗しない相続対策』著者

相続実務の プロフェッショナル対談



いくつもの制度見直しや新設が行われた相続法改正。しかし、中には新たなトラブルの火種となるものもあるのではないかと、『磯野家の相続』などの著書で知られる弁護士・税理士の長谷川裕雅氏と、相続コンサルタントの吉澤諭氏に話し合ってもらった。

——まずは、お2人が民法（相続法）改正全体について感じていることを教えてください。

長谷川 一番評価できると思っているのは、自筆証書遺言を作成するハードルが下がったことですね。逆に言うと、それ以外はまだあまり実務上の変化を感じないというのが、全体像に対する印象です。

吉澤 私は自筆証書遺言の様式緩和にはちょっと懸念を感じているのですが、全体としては長谷川先生と同じ意見です。すでに判例で認められている方法を条文化したり、事務の取扱いとして一般に行われてきた慣習を明文化したりしただけのものが

多いですね。

ただ、制度の変更や新設が行われた部分も、調べていくと「これは実務で使うのかな？」と感じる点が多々あります。相続対策をアドバイスする立場の人は、きちんと改正内容を理解して、トラブルを招きそうな場合は様々な角度から助言することが必要だと思います。

——自筆証書遺言は、ワープロ打ちによる目録の作成が認められ、法務局による保管制度もできました。

長谷川 先ほど言ったとおり、私はこれが一番意味のある改正だと考えています。改正前の自筆証書遺言は、高齢者にとって

現実的な手段ではなかったからです。本文はすべて自書しなければいけないなどのハードルは依然として存在していますが、遺言者の意思を反映するという意味では、公正証書遺言よりも望ましいです。

吉澤 世の中では、自筆証書遺言は第三者が書く内容进行操作しやすいため、公正証書遺言はしっかりと遺言者の意思が反映されているといったイメージが圧倒的に強いですが、でも、相続に携わっている人間からすると、逆の場合もあるわけです。実際、ここ数年で公正証書遺言を無効とする判決も増えています。

長谷川 公正証書遺言は作る前の準備がとて面倒で、公証人に資料を提出し、打合せをして報酬も支払って——と、手続きのハードルは高いんですが、特定の相続人に有利な、いわゆる「書かせる遺言」は公正証書遺言のほうが作りやすいんです。

手続きは長男などの受益相続人がリードすれば、本人は遺言書の作成ができない状態で病室にいたままでも構いませんから。ある日、公証人が病室へやってきて、遺言者本人は自分が何をしているのかよくわからないまま署名させられても作成できてしまいます。